

(注4) リース資産の会計処理

リース取引はファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に区分し、ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

(注5) 引当金について

将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。

(注6) 退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額

退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額は、退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法その他従業員の勤務の対価を合理的に反映する方法を用いて計算しなければならない。

(注7) 補助金の収益化について

補助金については、非償却資産の取得に充てられるものを除き、これを負債の部に記載し、業務の進行に応じて収益に計上する。収益化を行った補助金は、医業外収益の区分に記載する。

(注8) 有価証券の評価基準

有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、その他有価証券に区分し、次のように評価を行う。

- (1) 売買目的有価証券 時価で評価し、評価差額は損益計算書上、損益として計上する。
- (2) 満期保有目的の債券は、取得原価をもって貸借対照価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合には、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。償却原価法とは、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合には、当該差額に相当する金額を償還期に至るまで每期一定の方法で貸借対照表価額に加減する方法をいう。なお、この場合には、当該加減額を受取利息に含めて処理する。
- (3) その他有価証券は時価で評価し、評価差額は、貸借対照表上、純資産の部に計上するとともに、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。

なお、満期保有目的の債券及びその他有価証券のうち市場価格のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として計上しなければならない。

(注9) 満期保有目的の債券とその他有価証券との区分

1. その他有価証券とは、売買目的有価証券、満期保有目的の債券以外の有価証券であり、長期的な時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券や、政策的な目的から

保有する有価証券が含まれることになる。

2. 余裕資金等の運用として、利息収入を得ることを主たる目的として保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券であって、長期保有の意思をもって取得した債券は、資金繰り等から長期的には売却の可能性が見込まれる債券であっても、満期保有目的の債券に含めるものとする。

(様式例)

貸借対照表

平成×年×月×日

科 目		金 額	
(資 産 の 部)			
I 流 動 資 産			
現金及び預金		×××	
医業未収金		×××	
未収金		×××	
有価証券		×××	
医療器材		×××	
診療材料		×××	
給食用材		×××	
貯蔵品		×××	
前払費用		×××	
前払費用		×××	
未収収益		×××	
短期貸付金		×××	
役員従業員短期貸付金		×××	
他会計短期貸付金		×××	
その他の流動資産		×××	
貸倒引当金		△×××	
	流動資産合計		×××
II 固 定 資 産			
1 有形固定資産			
建物		×××	
構築物		×××	
医療用器械備品		×××	
その他の器械備品		×××	
車両及び船舶		×××	
放射性同位元素		×××	
その他の有形固定資産		×××	
土地		×××	
建設仮勘定		×××	
減価償却累計額		△×××	
	有形固定資産合計		×××
2 無形固定資産			
借地権		×××	
ソフトウェア		×××	
その他の無形固定資産		×××	
	無形固定資産合計		×××
3 その他の資産			
有価証券		×××	
長期貸付金		×××	
役員従業員長期貸付金		×××	
他会計長期貸付金		×××	
長期前払費用		×××	
その他の固定資産		×××	
貸倒引当金		△×××	
	その他の資産合計		×××
	固定資産合計		×××
	資産合計		×××

科 目		金 額	
(負 債 の 部)			
I	流 動 負 債		
	買 掛 金	×××	
	支 払 手 形	×××	
	未 払 金	×××	
	短 期 借 入 金	×××	
	役 員 從 業 員 短 期 借 入 金	×××	
	他 会 計 短 期 借 入 金	×××	
	未 払 費 用	×××	
	前 受 り 金	×××	
	預 從 業 員 預 り 金	×××	
	前 受 収 益	×××	
	賞 与 引 当 金	×××	
	そ の 他 の 流 動 負 債	×××	
	流 動 負 債 合 計		×××
II	固 定 負 債		
	長 期 借 入 金	×××	
	役 員 從 業 員 長 期 借 入 金	×××	
	他 会 計 長 期 借 入 金	×××	
	長 期 未 払 金	×××	
	長 退 職 給 付 引 当 金	×××	
	長 期 の 他 受 固 定 負 債	×××	
	固 定 負 債 合 計		×××
	負 債 合 計		×××
(純 資 産 の 部)			
I	純 資 産 額		×××
	(うち、当期純利益又は当期純損失)		×××
			( ××× )
			×××
	純 資 産 合 計		×××
	負 債 及 び 純 資 産 合 計		×××

#### IV. 損益計算書原則

##### 1. 損益計算書の作成目的

損益計算書は、病院の運営状況を明らかにするために、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載して当期純利益を表示しなければならない。

##### 2. 収益の定義

収益とは、施設としての病院における医業サービスの提供、医業サービスの提供に伴う財貨の引渡し等の病院の業務に関連して資産の増加又は負債の減少をもたらす経済的便益の増加である。(注1)

##### 3. 費用の定義

費用とは、施設としての病院における医業サービスの提供、医業サービスの提供に伴う財貨の引渡し等の病院の業務に関連して資産の減少又は負債の増加をもたらす経済的便益の減少である。(注1)

##### 4. 損益計算書の区分

損益計算書には、医業損益計算、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。

- (1) 医業損益計算の区分は、医業活動から生ずる費用及び収益を記載して、医業利益を計算する。(注2)(注4)
- (2) 経常損益計算の区分は、医業損益計算の結果を受けて、受取利息、有価証券売却益、運営費補助金収益、施設設備補助金収益、患者外給食収益、支払利息、有価証券売却損、患者外給食用材料費、診療費減免額等、医業活動以外の原因から生ずる収益及び費用であって経常的に発生するものを記載し、経常利益を計算する。
- (3) 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、固定資産売却損益、災害損失等の臨時損益を記載し、当期純利益を計算する。

##### 5. 総額主義の原則

費用及び収益は、原則として、各収益項目とそれに関連する費用項目とを総額によって対応表示しなければならない。費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。

##### 6. 費用収益対応の原則

すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、未実現収益は原則として、当

期の損益計算に計上してはならない。

前払費用及び前受収益は、これを当期の損益計算から除去し、未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に計上しなければならない。(注3)

#### 7. 医業利益

医業損益計算は、一会計期間に属する入院診療収益、室料差額収益、外来診療収益等の医業収益から、給与費、材料費、経費等の医業費用を控除して医業利益を表示する。

- (1) 医業収益は、入院診療収益、室料差額収益、外来診療収益、保健予防活動収益、受託検査・施設利用収益及びその他の医業収益等に区分して表示する。
- (2) 医業費用は、給与費、材料費、委託費、設備関係費、研究研修費、経費、控除対象外消費税等負担額に区分して表示する。なお、病院の開設主体が本部会計を独立会計単位として設置している場合、本部費として各施設に配賦する内容は医業費用として計上されるものに限定され、項目毎に適切な配賦基準を用いて配賦しなければならない。なお、本部費配賦額を計上する際には、医業費用の区分の末尾に本部費配賦額として表示するとともに、その内容及び配賦基準を附属明細表に記載するものとする。(注4)(注5)
- (3) 医業収益は、実現主義の原則に従い、医業サービスの提供によって実現したものに限る。

#### 8. 経常損益計算

経常損益計算は、受取利息及び配当金、有価証券売却益、患者外給食収益、運営費補助金収益、施設設備補助金収益等の医業外収益と、支払利息、有価証券売却損、患者外給食用材料費、診療費減免額等の医業外費用とに区分して表示する。

#### 9. 経常利益

経常利益は、医業利益に医業外収益を加え、これから医業外費用を控除して表示する。

#### 10. 純損益計算

純損益計算は、固定資産売却益等の臨時収益と、固定資産売却損、固定資産除却損、資産に係る控除対象外消費税等負担額、災害損失等の臨時費用とに区分して表示する。(注4)

#### 11. 税引前当期純利益

税引前当期純利益は、経常利益に臨時収益を加え、これから臨時費用を控除して表示する。

## 12. 当期純利益

当期純利益は、税引前当期純利益から当期の負担に属する法人税額等を控除して表示する。当期の負担に属する法人税額等は、税効果を加味して当期純利益が負担すべき額を計上するものとする。(注6)

## 損益計算書原則注解

### (注1) 資本取引について

資本取引には、開設主体外部又は同一開設主体の他の施設からの資金等の授受のうち負債の増加又は減少を伴わない取引、その他有価証券の評価替え等が含まれる。

### (注2) 医業損益計算について

医業において、診療、看護サービス等の提供と医薬品、診療材料等の提供は、ともに病院の医業サービスを提供するものとして一体的に認識する。このため、給与費、材料費、設備関係費、経費等は医業収益に直接的に対応する医業費用として、これを医業収益から控除し、さらに本部会計を設置している場合には、本部費配賦額を控除して医業利益を表示する。

### (注3) 経過勘定項目について

#### (1) 前払費用

前払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。

すなわち、火災保険料、賃借料等について一定期間分を前払した場合に、当期末までに提供されていない役務に対する対価は、時間の経過とともに次期以降の費用となるものであるから、これを当期の損益計算から除去するとともに貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。前払費用はかかる役務提供契約以外の契約等による前払金とは区別しなければならない。

#### (2) 前受収益

前受収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務に対し支払いを受けた対価をいう。

すなわち、受取利息、賃貸料等について一定期間分を予め前受した場合に、当期末までに提供していない役務に対する対価は時間の経過とともに次期以降の収益となるものであるから、これを当期の損益計算から除去するとともに貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。前受収益はかかる役務提供契約以外の契約等による前受金とは区別しなければならない。

#### (3) 未払費用

未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、すでに提供された役務に対して、いまだにその対価の支払いが終わらないものをいう。

すなわち、支払利息、賃借料、賞与等について、債務としてはまだ確定していないが当期末までに既に提供された役務に対する対価は、時間の経過に伴い既に当期の費用として発生しているものであるから、これを当期の損益計算に計上するとともに貸



借対照表の負債の部に計上しなければならない。また、未払費用はかかる役務提供契約以外の契約等による未払金とは区別しなければならない。

#### (4) 未収収益

未収収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、既に提供した役務に対して、いまだその対価の支払いを受けていないものをいう。

すなわち、受取利息、賃貸料等について、債権としてはまだ確定していないが、当期末までに既に提供した役務に対する対価は、時間の経過に伴い既に当期の収益として発生しているものであるから、これを当期の損益計算に計上するとともに貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。また、未収収益はかかる役務提供契約以外の契約等による未収金とは区別しなければならない。

#### (注4) 控除対象外消費税等負担額について

消費税等の納付額の計算は、開設主体全体で計算される。病院施設においては開設主体全体で計算された控除対象外消費税等のうち、当該病院の費用等部分から発生した金額を医業費用の控除対象外消費税等負担額とし、当該病院の資産取得部分から発生した金額のうち多額な部分を臨時費用の資産に係る控除対象外消費税等負担額として計上するものとする。

#### (注5) 本部費の配賦について

病院が本部を独立の会計単位として設置するか否かは、各病院の裁量によるが、本部会計を設置している場合には、医業利益を適正に算定するため、医業費用に係る本部費について適切な基準によって配賦を行うことが不可欠である。したがって、この場合には、医業費用の性質に応じて適切な配賦基準を用いて本部費の配賦を行い、その内容を附属明細表に記載しなければならない。

#### (注6) 当期純利益について

開設主体が課税対象法人である場合には、納付すべき税額は、開設主体全体で計算される。したがって、当期の法人税額等として納付すべき額に税効果会計適用によって計算された税金等調整額を加減した金額のうち、当該病院の利益から発生した部分の金額を、法人税、住民税及び事業税負担額として計上するものとする。

(様式例)

損 益 計 算 書  
自 平成×年×月×日 至 平成×年×月×日

科 目	金 額	
I 医 業 収 益		
1 入 院 診 療 収 益		×××
2 室 料 差 額 収 益		×××
3 外 来 診 療 収 益		×××
4 保 健 予 防 活 動 収 益		×××
5 受 託 検 査 ・ 施 設 利 用 収 益		×××
6 そ の 他 の 医 業 収 益		×××
合 計		×××
7 保 険 等 査 定 減		×××
		×××
II 医 業 費 用		
1 給 与 費		
(1) 給 料	×××	
(2) 賞 与	×××	
(3) 賞 与 引 当 金 繰 入 額	×××	
(4) 退 職 給 付 費 用	×××	
(5) 法 定 福 利 費	×××	×××
2 材 料 費		
(1) 医 薬 品 費	×××	
(2) 診 療 材 料 費	×××	
(3) 医 療 消 耗 器 具 備 品 費	×××	
(4) 給 食 用 材 料 費	×××	×××
3 委 託 費		
(1) 検 査 委 託 費	×××	
(2) 給 食 委 託 費	×××	
(3) 寝 具 委 託 費	×××	
(4) 医 事 委 託 費	×××	
(5) 清 掃 委 託 費	×××	
(6) 保 守 委 託 費	×××	
(7) そ の 他 の 委 託 費	×××	×××
4 設 備 関 係 費		
(1) 減 価 償 却 費	×××	
(2) 器 機 賃 借 料	×××	
(3) 地 代 家 賃	×××	
(4) 修 繕 費	×××	
(5) 固 定 資 産 税 等	×××	
(6) 器 機 保 守 料	×××	
(7) 器 機 設 備 保 険 料	×××	
(8) 車 両 関 係 費	×××	×××
5 研 究 研 修 費		
(1) 研 究 費	×××	
(2) 研 修 費	×××	×××

6 経	費		
(1) 福 利 厚 生	費	×××	
(2) 旅 費 交 通	費	×××	
(3) 職 員 被 服	費	×××	
(4) 通 信	費	×××	
(5) 広 告 宣 伝	費	×××	
(6) 消 耗 品	費	×××	
(7) 消 耗 器 具 備 品	費	×××	
(8) 会 議	費	×××	
(9) 水 道 光 熱	費	×××	
(10) 賃 借	料	×××	
(11) 保 險	料	×××	
(12) 交 際	費	×××	
(13) 諸 会	費	×××	
(14) 租 税 公 課		×××	
(15) 医 業 貸 倒 損 失		×××	
(16) 貸 倒 引 当 金 繰 入 額		×××	
(17) 雑	費	×××	×××
7 控除対象外消費税等負担額			×××
8 本部費配賦額			×××
医業利益（又は医業損失）			×××
Ⅲ 医 業 外 収 益			
1 受取利息及び配当金		×××	
2 有価証券売却益		×××	
3 運営費補助金収益		×××	
4 施設設備補助金収益		×××	
5 患者外給食収益		×××	
6 その他医業外収益		×××	×××
Ⅳ 医 業 外 費 用			
1 支 払 利 息		×××	
2 有価証券売却損		×××	
3 患者外給食用材料費		×××	
4 診療費減免額		×××	
5 医業外貸倒損失		×××	
6 貸倒引当金医業外繰入額		×××	
7 その他医業外費用		×××	×××
経常利益（又は経常損失）			×××
Ⅴ 臨 時 収 益			
1 固定資産売却益		×××	
2 その他の臨時収益		×××	×××
Ⅵ 臨 時 費 用			
1 固定資産売却損		×××	
2 固定資産除却損		×××	
3 資産に係る控除対象外消費税等負担額		×××	
4 災 害 損 失		×××	
5 その他の臨時費用		×××	×××

税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		×××
法人税、住民税及び事業税負担額		×××
当期純利益（又は当期純損失）		×××

## V. キャッシュ・フロー計算書原則

### 1. キャッシュ・フロー計算書の作成目的

キャッシュ・フロー計算書は、病院の資金の状況を明らかにするために、活動内容に従い、一会計期間に属するすべての資金の収入と支出の内容を記載して、その増減の状況を明らかにしなければならない。

### 2. 資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書が対象とする資金の範囲は、現金及び要求払預金並びに現金同等物とする。

(注1) (注2)

### 3. キャッシュ・フロー計算書の区分

キャッシュ・フロー計算書には、「業務活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分を設けなければならない。(注3)

(1) 「業務活動によるキャッシュ・フロー」の区分には、医業損益計算の対象となった取引のほか、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。

(2) 「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分には、固定資産の取得及び売却、施設設備補助金の受入による収入、現金同等物に含まれない短期投資の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを記載する。

(3) 「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分には、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。

### 4. 受取利息、受取配当金及び支払利息に係るキャッシュ・フロー

受取利息、受取配当金及び支払利息に係るキャッシュ・フローは、「業務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載しなければならない。(注4)

### 5. 表示方法

「業務活動によるキャッシュ・フロー」は次のいずれかの方法により表示しなければならない。(注5)

(1) 主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額表示する方法 (以下、「直接法」という。)

(2) 税引前当期純利益に非資金損益項目、営業活動に係る資産及び負債の増減、「投資活動によるキャッシュ・フロー」及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に含まれる損益項目を加減して表示する方法 (以下、「間接法」という。)

## 6. 総額表示

「投資活動によるキャッシュ・フロー」及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額表示しなければならない。(注5)(注6)

## 7. 現金及び現金同等物に係る換算差額

現金及び現金同等物に係る換算差額が発生した場合は、他と区分して表示する。

## 8. 注記事項

キャッシュ・フロー計算書には、次の事項を注記しなければならない。

- (1) 資金の範囲に含めた現金及び現金同等物の内容並びにその期末残高の貸借対照表科目別の内訳
- (2) 重要な非資金取引
- (3) 各表示区分の記載内容を変更した場合には、その内容

#### v. キャッシュ・フロー計算書注解

(注1) 要求払預金には、例えば、当座預金、普通預金、通知預金及びこれらの預金の相当する郵便貯金が含まれる。

(注2) 現金同等物とは、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資であり、例えば、取得日から満期日又は償還日までの期間が三ヶ月以内の短期投資である定期預金、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー、売戻し条件付現先、公社債投資信託が含まれる。

(注3) 同一開設主体の他の施設(他会計)との取引に係るキャッシュ・フローについては、当該取引の実態に照らして独立した科目により適切な区分に記載しなければならない。

(注4) 利息の受取額及び支払額は、総額で表示するものとする。

(注5) キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式及び各区分における代表的な項目は、様式例(「業務活動によるキャッシュ・フロー」を「直接法」により表示する場合)及び様式例(「業務活動によるキャッシュ・フロー」を「間接法」により表示する場合)のとおりである。

(注6) 期間が短く、かつ、回転が早い項目に係るキャッシュ・フローについては、純額で表示することができる。

(様式例) 「業務活動によるキャッシュ・フロー」を「直接法」により表示する場合

キャッシュ・フロー計算書  
自 平成×年×月×日 至 平成×年×月×日

区 分	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
医業収入	×××
給与費支出	△×××
医療材料等の仕入支出	△×××
委託費支出	△×××
設備関係費支出	△×××
運営費補助金収入	×××
.....	×××
小 計	×××
利息及び配当金の受取額	×××
利息の支払額	△×××
損害賠償金の支払額	△×××
.....	×××
業務活動によるキャッシュ・フロー	×××
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△×××
有価証券の売却による収入	×××
有形固定資産の取得による支出	△×××
有形固定資産の売却による収入	×××
施設設備補助金の受入れによる収入	×××
貸付けによる支出	△×××
貸付金の回収による収入	×××
.....	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	×××
短期借入金の返済による支出	△×××
長期借入れによる収入	×××
長期借入金の返済による支出	△×××
.....	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××
IV 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	×××
V 現金及び現金同等物の期首残高	×××
VI 現金及び現金同等物の期末残高	×××



(様式例) 「業務活動によるキャッシュ・フロー」を「間接法」により表示する場合

キャッシュ・フロー計算書

自 平成×年×月×日 至 平成×年×月×日

区 分	金 額
<b>I 業務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税引前当期利益	×××
減価償却費	×××
退職給付引当金の増加額	×××
貸倒引当金の増加額	×××
施設設備補助金収益	△×××
受取利息及び配当金	△×××
支払利息	×××
有価証券売却益	△×××
固定資産売却益	△×××
医業債権の増加額	△×××
棚卸資産の増加額	△×××
仕入債務の増加額	×××
.....	×××
小 計	×××
利息及び配当金の受取額	×××
利息の支払額	△×××
損害賠償金の支払額	△×××
.....	×××
業務活動によるキャッシュ・フロー	×××
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有価証券の取得による支出	△×××
有価証券の売却による収入	×××
有形固定資産の取得による支出	△×××
有形固定資産の売却による収入	×××
施設設備補助金の受入れによる収入	×××
貸付けによる支出	△×××
貸付金の回収による収入	×××
.....	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入れによる収入	×××
短期借入金の返済による支出	△×××
長期借入れによる収入	×××
長期借入金の返済による支出	△×××
.....	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××

IV	現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	×××
V	現金及び現金同等物の期首残高	×××
VI	現金及び現金同等物の期末残高	×××

## VI. 附属明細表原則

### 1. 附属明細表の作成目的

附属明細表は、貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書の記載を補足する重要な事項について、その内容、増減状況等を明らかにするものでなければならない。

### 2. 附属明細表の種類

附属明細表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1)純資産明細表
- (2)固定資産明細表
- (3)貸付金明細表
- (4)借入金明細表
- (5)引当金明細表
- (6)補助金明細表
- (7)資産につき設定している担保権の明細表
- (8)給与費明細表
- (9)本部費明細表

(様式例)

## 附属明細表

### 1. 純資産明細表

項目	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期純利益 又は当期純損失	期末残高
純資産額					

### 2. 固定資産等明細表

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額又は 償却累計額		差引 期末残高	摘要
					当期 償却額			
有形 固定 資産								
	計							
無形 固定 資産								
	計							
その 他 資産								
	計							